

令和 7 年

3 月市議会定例会会議規則案・条例案

議案会第 3 号	豊橋市議会会議規則の一部を改正する規則……………	3
議案会第 4 号	豊橋市議会委員会条例の一部を改正する条例……………	1 8
議案会第 5 号	豊橋市議会事務局条例の一部を改正する条例……………	2 5
議案会第 6 号	豊橋市議会政治倫理条例の一部を改正する条例……………	2 8

議案会第 3 号

豊橋市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 8 日提出

提出者	豊橋市議会議員	菅 谷 竜
	同	穴 戸 秀 樹
	同	山 本 賢太郎
	同	川 原 元 則
	同	尾 林 伸 治
	同	鈴 木 みさ子
	同	星 野 隆 輝
	同	松 崎 正 尚
	同	市 原 享 吾
	同	小 原 昌 子

豊橋市議会会議規則の一部を改正する規則

豊橋市議会会議規則（平成16年豊橋市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第1章 会議	第1章 会議
第1節 総則	第1節 総則
第1条（参集）	第1条（参集）
第2条（欠席、遅刻又は早退の届出）	第2条（欠席、遅刻又は早退の届出）
第3条（議席）	第3条（議席）
第4条（会期）	第4条（会期）
第5条（会期の延長）	第5条（会期の延長）
第6条（会期中の閉会）	第6条（会期中の閉会）
第7条（議会の開閉）	第7条（議会の開閉）
第8条（会議時間）	第8条（会議時間）
第9条（休会）	第9条（休会）
第10条（会議の開閉）	第10条（会議の開閉）
第11条（定足数に関する措置）	第11条（定足数に関する措置）
第12条（出席催告）	第12条（出席催告）
第2節 議案及び動議	第2節 議案及び動議
第13条（議案の提出）	第13条（議案の提出）
第14条（一事不再議）	第14条（一事不再議）
第15条（動議成立に必要な賛成者の数）	第15条（動議成立に必要な賛成者の数）
第16条（修正の動議）	第16条（修正の動議）
第17条（先決動議の表決の順序）	第17条（先決動議の表決の順序）
第18条（事件の撤回又は訂正及び動議の撤回）	第18条（事件の撤回又は訂正及び動議の撤回）

第3節 議事日程

第19条（議事日程の作成及び配布）

第20条（議事日程の順序変更及び追加）

第21条（議事日程のない会議の通知）

第22条（延会の場合の議事日程）

第23条（日程の終了及び延会）

第4節 選挙

第24条（選挙の宣告）

第25条（不在議員）

第26条（議場の出入口閉鎖等）

第27条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）

第28条（投票）

第29条（投票の終了の宣告）

第30条（開票及び投票の効力）

第31条（選挙結果の報告）

第32条（選挙関係書類の保存）

第5節 議事

第33条（議題の宣告）

第34条（一括議題）

第35条（議案等の朗読）

第36条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）

第37条（付託事件を議題とする時期）

第38条（委員長の報告）

第39条（修正案の説明）

第40条（委員長の報告等に対する質疑）

第41条（討論及び表決）

第3節 議事日程

第19条（議事日程の作成及び配布）

第20条（議事日程の順序変更及び追加）

第21条（議事日程のない会議の通知）

第22条（延会の場合の議事日程）

第23条（日程の終了及び延会）

第4節 選挙

第24条（選挙の宣告）

第25条（不在議員）

第26条（議場の出入口閉鎖等）

第27条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）

第28条（投票）

第29条（投票の終了の宣告）

第30条（開票及び投票の効力）

第31条（選挙結果の報告）

第32条（選挙関係書類の保存）

第5節 議事

第33条（議題の宣告）

第34条（一括議題）

第35条（議案等の朗読）

第36条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）

第37条（付託事件を議題とする時期）

第38条（委員長の報告）

第39条（修正案の説明）

第40条（委員長の報告等に対する質疑）

第41条（討論及び表決）

第42条（議決事件の字句、数字等の整理）

第43条（委員会の審査又は調査期限）

第44条（委員会の中間報告）

第45条（再付託）

第46条（議事の継続）

第6節 秘密会

第47条（秘密会の開会及び指定者以外の退場）

第48条（秘密会の記録）

第7節 発言

第49条（発言の許可）

第50条（発言通告書及び順序）

第51条（発言の通告をしない議員の発言）

第52条（討論の方法）

第53条（議長の発言及び討論）

第54条（発言内容の制限）

第55条（質疑の回数）

第56条（発言時間の制限）

第57条（議事進行に関する発言）

第58条（質疑又は討論の終了）

第59条（選挙及び表決時の発言制限）

第60条（一般質問）

第61条（緊急質問等）

第62条（準用規定）

第63条（発言の取消し又は訂正）

第8節 表決

第64条（表決の問題の宣告）

第65条（不在議員）

第42条（議決事件の字句、数字等の整理）

第43条（委員会の審査又は調査期限）

第44条（委員会の中間報告）

第45条（再付託）

第46条（議事の継続）

第6節 秘密会

第47条（秘密会の開会及び指定者以外の退場）

第48条（秘密会の記録）

第7節 発言

第49条（発言の許可）

第50条（発言通告書及び順序）

第51条（発言の通告をしない議員の発言）

第52条（討論の方法）

第53条（議長の発言及び討論）

第54条（発言内容の制限）

第55条（質疑の回数）

第56条（発言時間の制限）

第57条（議事進行に関する発言）

第58条（質疑又は討論の終了）

第59条（選挙及び表決時の発言制限）

第60条（一般質問）

第61条（緊急質問等）

第62条（準用規定）

第63条（発言の取消し又は訂正）

第8節 表決

第64条（表決の問題の宣告）

第65条（不在議員）

第66条（条件及び訂正の禁止）

第67条（起立による表決）

第68条（投票による表決）

第69条（記名投票）

第70条（無記名投票）

第71条（選挙規定の準用）

第72条（簡易表決）

第73条（表決の順序）

第9節 公聴会及び参考人

第74条（公聴会開催の手続）

第75条（意見を述べようとする者の
申出）

第76条（公述人の決定）

第77条（公述人の発言）

第78条（議員及び公述人の質疑）

第79条（代理人又は文書による意見
の陳述）

第80条（参考人）

第10節 会議録

第81条（会議録の記載事項）

第82条（会議録の配布及び公開）

第83条（会議録に掲載しない事項）

第84条（会議録署名議員）

第85条（会議録の保存年限）

第11節 議員の派遣

第86条（議員の派遣）

第2章 請願及び陳情の処理

第87条（請願書の記載事項等）

第88条（請願文書表の作成及び配
布）

第89条（請願書の撤回）

第90条（請願の委員会付託）

第66条（条件及び訂正の禁止）

第67条（起立による表決）

第68条（投票による表決）

第69条（記名投票）

第70条（無記名投票）

第71条（選挙規定の準用）

第72条（簡易表決）

第73条（表決の順序）

第9節 公聴会、参考人

第74条（公聴会開催の手続）

第75条（意見を述べようとする者の
申出）

第76条（公述人の決定）

第77条（公述人の発言）

第78条（議員及び公述人の質疑）

第79条（代理人又は文書による意見
の陳述）

第80条（参考人）

第10節 会議録

第81条（会議録の記載事項）

第82条（会議録の配布及び公開）

第83条（会議録に掲載しない事項）

第84条（会議録署名議員）

第85条（会議録の保存年限）

第11節 議員の派遣

第86条（議員の派遣）

第2章 請願及び陳情の処理

第87条（請願書の記載事項等）

第88条（請願文書表の作成及び配
布）

第89条（請願書の撤回）

第90条（請願の委員会付託）

第91条（紹介議員の取消し）

第92条（請願の送付並びに処理の経過及び結果の報告の請求）

第93条（陳情書の処理）

第3章 辞職及び資格の決定

第94条（議長及び副議長の辞職）

第95条（議員の辞職）

第96条（資格決定の要求）

第97条（資格決定の審査）

第98条（決定書の交付）

第4章 規律

第99条（品位の尊重）

第100条（携帯の禁止）

第101条（議事妨害の禁止）

第102条（離席）

第103条（新聞紙等の閲読禁止）

第104条（資料等の配布の許可）

第105条（議長の秩序保持権）

第5章 懲罰

第106条（懲罰動議の提出）

第107条（懲罰動議の審査）

第108条（戒告又は陳謝の方法）

第109条（出席停止の期間）

第110条（懲罰の宣告）

第6章 補則

第110条の2（電子情報処理組織による通知等）

第110条の3（電磁的記録による作成等）

第111条（会議規則の疑義に対する措置）

第91条（紹介議員の取消し）

第92条（請願の送付並びに処理の経過及び結果の報告の請求）

第93条（陳情書の処理）

第3章 辞職及び資格の決定

第94条（議長及び副議長の辞職）

第95条（議員の辞職）

第96条（資格決定の要求）

第97条（資格決定の審査）

第98条（決定書の交付）

第4章 規律

第99条（品位の尊重）

第100条（携帯の禁止）

第101条（議事妨害の禁止）

第102条（離席）

第103条（新聞紙等の閲読禁止）

第104条（資料等印刷物の配布の許可）

第105条（議長の秩序保持権）

第5章 懲罰

第106条（懲罰動議の提出）

第107条（懲罰動議の審査）

第108条（戒告又は陳謝の方法）

第109条（出席停止の期間）

第110条（懲罰の宣告）

第6章 補則

第111条（会議規則の疑義に対する措置）

附則

(会期中の閉会)

第6条 会議に付された事件の議事を全
て終了したときは、会期中でも議会の議
決により閉会することができる。

(会議時間)

第8条 (略)

2 議長は、必要があるとき、会議に宣
告することにより、会議時間を変更する
ことができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論をしないで会議に諮って決定する。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、
会議中でない場合であって緊急を要す
るときその他の特に必要があると認め
るときは、会議時間を変更することがで
きる。

4 (略)

(一事不再議)

第14条 議会で議決された事件について
は、同一会期中は、再び提出することが
できない。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第18条 提出者が事件を撤回し、又は訂
正するとき、及び動議を撤回するとき
は、議長の許可を得なければならない。
ただし、会議の議題となった事件の撤回
又は訂正及び動議の撤回については、議
会の許可を得なければならない。

2 委員会が提出した議案につき前項の
許可を求めようとするときは、委員会の
許可を得て委員長から請求しなければ

附則

(会期中の閉会)

第6条 会議に付された事件の議事をす
べて終了したときは、会期中でも議会の
議決により閉会することができる。

(会議時間)

第8条 (略)

2 議長は、必要があるとき、会議時間
を変更することができる。ただし、出席
議員3人以上から異議があるときは、討
論をしないで会議に諮って決定する。

3 (略)

(一事不再議)

第14条 議会で議決された事件について
は、同一会期中、再び提出することがで
きない。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第18条 提出者が事件を撤回し、又は訂
正するとき、及び動議を撤回するとき
は、議長の許可を得なければならない。
ただし、会議の議題となった事件の撤回
又は訂正及び動議の撤回については、議
会の承認を得なければならない。

2 委員会が提出した議案につき前項の
承認を求めようとするときは、委員会の
承認を得て委員長から請求しなければ

ならない。

(投票)

第28条 議員は、議長の指示に従って、
順次、投票する。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第36条 会議に付する事件は、第90条(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2・3 (略)

(委員会の審査又は調査期限)

第43条 (略)

2 前項の期限までに審査又は調査が終わらなかったときは、その事件は、第37条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、議会において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第44条 (略)

2 委員会は、その審査中又は調査中の事件について、必要があるとき、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

(発言の許可)

第49条 発言は、全て議長の許可を得た後、登壇して行わなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

(発言の通告をしない議員の発言)

ならない。

(投票)

第28条 議員は、職員の点呼に応じて、
順次、投票用紙を投票箱に投入する。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第36条 会議に付する事件は、第90条(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2・3 (略)

(委員会の審査又は調査期限)

第43条 (略)

2 前項の期限までに審査又は調査が終わらなかったときは、その事件は、第37条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第44条 (略)

2 委員会は、その審査中又は調査中の事件について、必要があるとき、中間報告をすることができる。

(発言の許可)

第49条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇して行わなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

(発言の通告をしない議員の発言)

第51条 発言の通告をしない議員は、通告した議員が全て発言を終わった後でなければ、発言を求めることができない。

2・3 (略)

(発言内容の制限)

第54条 発言は、全て簡明にし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2・3 (略)

(表決の順序)

第73条 (略)

2 (略)

3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

第9節 公聴会及び参考人
(公述人の決定)

第76条 公聴会において意見を聴く利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定により事前に申し出た者及びその他の者の中から、議会において決定し、議長から本人に通知する。

2 (略)

(会議録の記載事項)

第81条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) 職務のため議場に出席した議会
局職員の職名及び氏名

(5)～(15) (略)

2 議事は、録音機その他議長が適当と

第51条 発言の通告をしない議員は、通告した議員がすべて発言を終わった後でなければ、発言を求めることができない。

2・3 (略)

(発言内容の制限)

第54条 発言は、すべて簡明にし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2・3 (略)

(表決の順序)

第73条 (略)

2 (略)

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決を採る。

第9節 公聴会、参考人
(公述人の決定)

第76条 公聴会において意見を聴く利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、事前に文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において決定し、議長から本人に通知する。

2 (略)

(会議録の記載事項)

第81条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) 職務のため議場に出席した事務
局職員の職名及び氏名

(5)～(15) (略)

2 議事は、録音機により記録する。

認める方法により記録する。

(請願書の撤回)

第89条 請願者は、請願書を撤回するとき、議長の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となったものについては、議会の許可を得なければならない。

(請願の委員会付託)

第90条 議長は、請願文書表を配布し、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

(紹介議員の取消し)

第91条 議会に提出した請願について、これを紹介した議員がその紹介の取消しをするときは、議長の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となった請願に対する紹介の取消しについては、議会の許可を得なければならない。

(携帯の禁止)

第100条 議場に入る者は、帽子、傘、携帯電話、録音機、撮影機、パソコン、ラジオ等会議の妨げになる物を携帯して

(請願書の撤回)

第89条 請願者は、請願書を撤回するとき、議長の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となったものについては、議会の承認を得なければならない。

(請願の委員会付託)

第90条 議長は、請願文書表を配布し、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、委員会への付託は、会議に諮って省略することができる。

2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認める請願は、会議に諮って特別委員会に付託することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなす。

(紹介議員の取消し)

第91条 議会に提出した請願について、これを紹介した議員がその紹介の取消しをするときは、議長の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となった請願に対する紹介の取消しについては、議会の承認を得なければならない。

(携帯の禁止)

第100条 議場に入る者は、帽子、傘、つえ、携帯電話、録音機、撮影機、パソコン、ラジオ等会議の妨げになるものを携

はならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。

(資料等の配布の許可)

第104条 議場において、資料等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(議長の秩序保持権)

第105条 全て規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があるとき、討論をしないで会議に諮って決定する。

第6章 補則

(電子情報処理組織による通知等)

第110条の2 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第1項において「議会等」という。) に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。) により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織

帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(資料等印刷物の配布の許可)

第104条 議場において、資料、文書等の印刷物を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(議長の秩序保持権)

第105条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があるとき、討論をしないで会議に諮って決定する。

第6章 補則

をいう。以下この条において同じ。) を
使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の
規定において文書等により行うことが
規定されているものについては、当該通
知に関するこの規則の規定にかかわら
ず、議長が定めるところにより、議長が
定める電子情報処理組織を使用する方
法により行うことができる。ただし、当
該通知を受ける者が当該電子情報処理
組織を使用する方法により受ける旨の
議長が定める方式による表示をする場
合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用す
る方法により行われた通知については、
当該通知に関するこの規則の規定に規
定する方法により行われたものとみな
して、当該通知に関するこの規則の規定
を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組
織を使用する方法により行われた通知
は、当該通知を受ける者の使用に係る電
子計算機に備えられたファイルへの記
録がされた時(第19条(議事日程の作成
及び配布)、第82条(会議録の配布及び
公開)、第88条(請願文書表の作成及び
配布)第1項及び第90条(請願の委員会
付託)第1項の規定による議員に対する
通知にあつては、当該ファイルへの記録
がされた時又は議会等が、当該通知を受
ける者が当該通知をすべき電磁的記録
(電子的方式、磁気的方式その他人の知

覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を發した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要がある

るものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第110条の3 この規則の規定（第27条

（投票用紙の配布及び投票箱の点検）第1項（第71条（選挙規定の準用）において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

理 由

本案を提出するのは、議会における手続のオンライン化等に対応するため、現行規則の一部を改正する必要があるからである。

議案会第 4 号

豊橋市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 8 日提出

提出者	豊橋市議会議員	菅 谷 竜
	同	宍 戸 秀 樹
	同	山 本 賢太郎
	同	川 原 元 則
	同	尾 林 伸 治
	同	鈴 木 みさ子
	同	星 野 隆 輝
	同	松 崎 正 尚
	同	市 原 享 吾
	同	小 原 昌 子

豊橋市議会委員会条例の一部を改正する条例

豊橋市議会委員会条例（平成16年豊橋市条例第2号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第1章 総則	第1章 総則
第1条（常任委員会及び議会運営委員会の設置）	第1条（常任委員会及び議会運営委員会の設置）
第2条（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員の定数及び所管並びに議会運営委員会の委員の定数）	第2条（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員の定数及び所管並びに議会運営委員会の委員の定数）
第3条（常任委員及び議会運営委員の任期）	第3条（常任委員及び議会運営委員の任期）
第4条（特別委員会の設置等）	第4条（特別委員会の設置等）
第5条（資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置）	第5条（資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置）
第6条（委員の選任）	第6条（委員の選任）
第7条（委員長及び副委員長）	第7条（委員長及び副委員長）
第8条（互選の方法）	第8条（互選の方法）
第9条（選挙規定の準用）	第9条（選挙規定の準用）
第10条（委員長及び副委員長がともにないときの互選）	第10条（委員長及び副委員長がともにないときの互選）
第11条（招集）	第11条（招集）
第11条の2（委員会の開会方法の特例）	第11条の2（委員会の開会方法の特例）
第12条（議長への通知）	第12条（議長への通知）
第13条（欠席、遅刻又は早退の届出）	第13条（欠席、遅刻又は早退の届出）
第14条（委員会の開閉）	第14条（委員会の開閉）

第15条（委員長の議事整理権及び秩序保持権）

第16条（委員長の職務代行）

第17条（委員長及び副委員長の辞任）

第18条（議会運営委員及び特別委員の辞任）

第19条（定足数）

第2章 審査

第20条（議題の宣告）

第21条（一括議題）

第22条（審査順序）

第23条（出席説明の要求）

第24条（資料要求）

第25条（先決動議の表決の順序）

第26条（動議の撤回）

第27条（委員の議案修正）

第28条（連合審査会）

第29条（委員長、副委員長及び委員の除斥）

第30条（証人出頭又は記録提出の要求）

第31条（所管事務等の調査）

第32条（委員の派遣）

第33条（委員会の再審査）

第34条（議決事件の字句、数字等の整理）

第35条（委員会の報告書）

第36条（閉会中の継続審査）

第37条（委員会の公開）

第3章 発言

第38条（発言の許可）

第39条（委員の発言）

第15条（委員長の議事整理権及び秩序保持権）

第16条（委員長の職務代行）

第17条（委員長及び副委員長の辞任）

第18条（議会運営委員及び特別委員の辞任）

第19条（定足数）

第2章 審査

第20条（議題の宣告）

第21条（一括議題）

第22条（審査順序）

第23条（出席説明の要求）

第24条（資料要求）

第25条（先決動議の表決の順序）

第26条（動議の撤回）

第27条（委員の議案修正）

第28条（連合審査会）

第29条（委員長、副委員長及び委員の除斥）

第30条（証人出頭又は記録提出の要求）

第31条（所管事務等の調査）

第32条（委員の派遣）

第33条（委員会の再審査）

第34条（議決事件の字句、数字等の整理）

第35条（委員会の報告書）

第36条（閉会中の継続審査）

第37条（委員会の公開）

第3章 発言

第38条（発言の許可）

第39条（委員の発言）

第40条（発言内容の制限）
第41条（委員外議員の発言）
第42条（委員長の発言及び討論）
第43条（発言時間の制限）
第44条（議事進行に関する発言）
第45条（質疑又は討論の終了）
第46条（表決時の発言制限）
第47条（発言の取消し又は訂正）

第4章 表決

第48条（表決）
第49条（表決の問題の宣告）
第50条（不在委員）
第51条（条件及び訂正の禁止）
第52条（起立による表決）
第53条（投票による表決）
第54条（記名投票）
第55条（無記名投票）
第56条（選挙規定の準用）
第57条（簡易表決）
第58条（表決の順序）

第5章 請願

第59条（紹介議員の委員会出席）
第60条（請願の審査報告）

第6章 秘密会

第61条（秘密会の開会及び指定者以外
の退場）
第62条（秘密会の記録）

第7章 公聴会

第63条（公聴会開催の手続）
第64条（意見を述べようとする者の申
出）
第65条（公述人の決定）

第40条（発言内容の制限）
第41条（委員外議員の発言）
第42条（委員長の発言及び討論）
第43条（発言時間の制限）
第44条（議事進行に関する発言）
第45条（質疑又は討論の終了）
第46条（表決時の発言制限）
第47条（発言の取消し又は訂正）

第4章 表決

第48条（表決）
第49条（表決の問題の宣告）
第50条（不在委員）
第51条（条件及び訂正の禁止）
第52条（起立による表決）
第53条（投票による表決）
第54条（記名投票）
第55条（無記名投票）
第56条（選挙規定の準用）
第57条（簡易表決）
第58条（表決の順序）

第5章 請願

第59条（紹介議員の委員会出席）
第60条（請願の審査報告）

第6章 秘密会

第61条（秘密会の開会及び指定者以外
の退場）
第62条（秘密会の記録）

第7章 公聴会

第63条（公聴会開催の手続）
第64条（意見を述べようとする者の申
出）
第65条（公述人の決定）

第66条（公述人の発言）

第67条（委員及び公述人の質疑）

第68条（代理人又は文書による意見の
陳述）

第8章 参考人

第69条（参考人）

第9章 委員会の記録

第70条（委員会の記録）

第71条（委員会の記録の公開）

第72条（委員会の記録の保存年限）

第10章 規律

第73条（携帯の禁止）

第74条（議事妨害の禁止）

第75条（離席）

第76条（資料等の配布の許可）

第77条（秩序保持に関する措置）

第11章 補則

第78条（会議規則への委任）

附則

（委員会の開会方法の特例）

第11条の2 委員長は、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で、調査研究のための委員会を開くことができる。ただし、第61条第1項の秘密会は、この限りでない。

2～4 （略）

第66条（公述人の発言）

第67条（委員及び公述人の質疑）

第68条（代理人又は文書による意見の
陳述）

第8章 参考人

第69条（参考人）

第9章 委員会の記録

第70条（委員会の記録）

第71条（委員会の記録の公開）

第72条（委員会の記録の保存年限）

第10章 規律

第73条（携帯の禁止）

第74条（議事妨害の禁止）

第75条（離席）

第76条（資料等印刷物の配布の許可）

第77条（秩序保持に関する措置）

第11章 補則

第78条（会議規則への委任）

附則

（委員会の開会方法の特例）

第11条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で、調査研究のための委員会を開くことができる。ただし、第61条第1項の秘密会は、この限りでない。

2～4 （略）

(動議の撤回)

第26条 提出委員が会議の議題となった動議を撤回するときは、委員会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

(発言の許可)

第38条 発言は、全て委員長の許可を得た後にしなければならない。

(発言内容の制限)

第40条 発言は、全て簡明にし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 (略)

(委員外議員の発言)

第41条 委員会は、審査中又は調査中の事件について、必要があるとき、委員でない議員(次項において「委員外議員」という。)に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員外議員から発言の申出があったとき、その許否を決定する。

(表決の順序)

第58条 (略)

2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

(公述人の決定)

第65条 公聴会において意見を聴く利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定により事前に申し出た者及びその他の者の中から、委

(動議の撤回)

第26条 提出委員が会議の議題となった動議を撤回するときは、委員会の許可を得なければならない。

(発言の許可)

第38条 発言は、すべて委員長の許可を得た後にしなければならない。

(発言内容の制限)

第40条 発言は、すべて簡明にし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 (略)

(委員外議員の発言)

第41条 委員会は、審査中又は調査中の事件について、必要があるとき、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったとき、その許否を決定する。

(表決の順序)

第58条 (略)

2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決を採る。

(公述人の決定)

第65条 公聴会において意見を聴く利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、事前に文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会におい

員会において決定し、議長を経て、本人に通知する。 2 (略) (携帯の禁止) 第73条 委員会室に入る者は、帽子、傘、携帯電話、録音機、撮影機、パソコン、ラジオ等会議の妨げになる物を携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により<u>会議への出席に必要と認められる物であって委員長にあらかじめ届け出たものについては</u>、この限りでない。 (資料等の配布の許可) 第76条 委員会室において、<u>資料等</u>を配布するときは、委員長の許可を得なければならない。	て決定し、議長を経て、本人に通知する。 2 (略) (携帯の禁止) 第73条 委員会室に入る者は、帽子、傘、<u>つえ</u>、携帯電話、録音機、撮影機、パソコン、ラジオ等会議の妨げになる<u>もの</u>を携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により<u>委員長の許可を得たときは</u>、この限りでない。 (資料等<u>印刷物</u>の配布の許可) 第76条 委員会室において、<u>資料、文書等の印刷物</u>を配布するときは、委員長の許可を得なければならない。
---	---

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

理 由

本案を提出するのは、委員会運営の円滑化を図るため、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

議案会第 5 号

豊橋市議会事務局条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 8 日提出

提出者	豊橋市議会議員	菅 谷 竜
	同	宍 戸 秀 樹
	同	山 本 賢太郎
	同	川 原 元 則
	同	尾 林 伸 治
	同	鈴 木 みさ子
	同	星 野 隆 輝
	同	松 崎 正 尚
	同	市 原 享 吾
	同	小 原 昌 子

豊橋市議会事務局条例の一部を改正する条例

豊橋市議会事務局条例(昭和34年豊橋市条例第14号)の一部を次のように改正する。
次の表のように改める。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
豊橋市議会<u>議会局設置</u>条例 (設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条第2項の規定により豊橋市議会に事務局<u>として議会局</u>を置く。 (職員) 第2条 <u>議会局</u>に次の職員を置く。 局長 書記 その他の職員 2 (略) (補則) 第3条 <u>議会局</u>の機構その他必要な事項は、議長が別にこれを定める。	豊橋市議会<u>事務局</u>条例 (設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条第2項の規定により豊橋市議会に事務局を置く。 (職員) 第2条 <u>事務局</u>に次の職員を置く。 局長 書記 その他の職員 2 (略) (補則) 第3条 <u>事務局</u>の機構その他必要な事項は、議長が別にこれを定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(豊橋市議会基本条例の一部改正)

2 豊橋市議会基本条例(平成25年豊橋市条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
目次 前文	目次 前文

第 1 章 総則（第 1 条）	第 1 章 総則（第 1 条）
第 2 章 議会の役割（第 2 条）	第 2 章 議会の役割（第 2 条）
第 3 章 議会及び議員の活動原則（第 3 条—第 5 条）	第 3 章 議会及び議員の活動原則（第 3 条—第 5 条）
第 4 章 市民と議会の関係（第 6 条・第 7 条）	第 4 章 市民と議会の関係（第 6 条・第 7 条）
第 5 章 市長等と議会の関係（第 8 条—第 11 条）	第 5 章 市長等と議会の関係（第 8 条—第 11 条）
第 6 章 委員会の活動（第 12 条）	第 6 章 委員会の活動（第 12 条）
第 7 章 政務活動費（第 13 条）	第 7 章 政務活動費（第 13 条）
第 8 章 議会及び <u>議会局</u> の体制整備（第 14 条・第 15 条）	第 8 章 議会及び <u>議会事務局</u> の体制整備（第 14 条・第 15 条）
第 9 章 議員の政治倫理（第 16 条）	第 9 章 議員の政治倫理（第 16 条）
第 10 章 議員定数及び議員報酬（第 17 条・第 18 条）	第 10 章 議員定数及び議員報酬（第 17 条・第 18 条）
第 11 章 最高規範性及び改選後の確認機会（第 19 条・第 20 条）	第 11 章 最高規範性及び改選後の確認機会（第 19 条・第 20 条）
附則	附則
第 8 章 議会及び <u>議会局</u> の体制整備 （ <u>議会局</u> の体制整備）	第 8 章 議会及び <u>議会事務局</u> の体制整備 （ <u>議会事務局</u> の体制整備）
第 15 条 議長は、議会の政策立案機能を充実させるため、 <u>議会局</u> の調査、政策法務等の機能強化を図るものとする。	第 15 条 議長は、議会の政策立案機能を充実させるため、 <u>議会事務局</u> の調査、政策法務等の機能強化を図るものとする。

理 由

本案を提出するのは、議会事務局の名称を議会局に変更するため、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

議案会第 6 号

豊橋市議会政治倫理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 8 日提出

提出者	豊橋市議会議員	菅 谷 竜
	同	宍 戸 秀 樹
	同	山 本 賢太郎
	同	川 原 元 則
	同	尾 林 伸 治
	同	鈴 木 みさ子
	同	星 野 隆 輝
	同	松 崎 正 尚
	同	市 原 享 吾
	同	小 原 昌 子

豊橋市議会政治倫理条例の一部を改正する条例

豊橋市議会政治倫理条例（平成26年豊橋市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（政治倫理基準） 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 （1） 市、<u>市の公の施設の管理を行う地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者</u>又は市の出資法人等<u>の市と密接な関係があると認められる法人（以下「市等」という。）</u>が行う許可、認可その他の処分又は請負その他の契約に関し、特定のものに有利又は不利になるよう働きかけないこと。 （2）～（6） （略） （7） <u>議員の地位を利用して、強制、強要、圧力をかける行為、ハラスメント、差別その他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。</u> （8） <u>暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）等の反社会的勢力に関与しないこと。</u> （9） <u>前各号に掲げるもののほか、議員一般又は議会全体に対する市民の信用を失墜させる行為を行わないこと。</u>	（政治倫理基準） 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 （1） 市又は市の出資法人等、<u>市と密接な関係があると認められる法人（以下「市等」という。）</u>が行う許可、認可その他の処分又は請負その他の契約に関し、特定のものに有利又は不利になるよう働きかけないこと。 （2）～（6） （略）

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条の規定は、この条例の施行の日以後になされた行為について適用し、同日前になされた行為については、なお従前の例による。

理 由

本案を提出するのは、ハラスメント等に係る政治倫理基準を追加するため、現行条例の一部を改正する必要があるからである。